

# つちはし事務所通信

# 6

June  
2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024年6月1日

## 要確認

## 令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかなどを確認できるフローチャートが掲載されていますので、確認しておきましょう。

### STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認

Start!

6月1日までに「扶養控除等申告書」を勤務先に提出していますか？

Yes

あなたに同一生計配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族はいますか？

Yes

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からあなた本人分の30,000円と同一生計配偶者等<sup>(注2)</sup>の人数×30,000円の合計額が控除されます。<sup>(注1)</sup>

No

No

扶養控除等申告書を提出していない勤務先においては、令和6年分の所得税について定額減税を受けることはできません。  
※確定申告の際に定額減税を受けることができます。

6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から30,000円が控除されます。<sup>(注1)</sup>  
※追加の手続きはありません。



○定額減税額の例  
同一生計配偶者等が  
1人の場合: 60,000円  
2人の場合: 90,000円  
3人の場合: 120,000円  
4人の場合: 150,000円

(注) 1 6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後の給与等（令和6年分）に対する源泉徴収税額から順次控除されます。  
2 非居住者である同一生計配偶者等は定額減税額の計算に含めることはできません。

STEP 2 に進む

### STEP 2 必要な手続きの確認

同一生計配偶者等の全員について、勤務先に提出済の「扶養控除等申告書」に記載していますか？

Yes

No

追加の手続きはありません。  
※勤務先において、提出済の扶養控除等申告書に基づいて定額減税額が計算されます。

勤務先に提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等を、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除される定額減税額の計算に含める場合は、その同一生計配偶者等について当てはまるものを下の表から選択し、該当する申告書を勤務先に提出してください。

		同一生計配偶者	
控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族	令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である源泉控除対象配偶者	あなたの令和6年中の合計所得金額が90万円を超え見込まれる場合の同一生計配偶者

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等について、原則、扶養控除等申告書に記載して勤務先に提出してください。

※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して提出することもできます。



扶養控除等申告書の記載のしかた

提出済の扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者について、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に記載して勤務先に提出してください。



源泉徴収に係る定額減税のための申告書の記載のしかた

※具体的な手続きについては、勤務先からの案内に基づいて行ってください。

★給与計算実務において、定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。定額減税について不明な点がある場合は、気軽にお声掛けください。

## 人材確保等支援助成金(テレワークコース)について



良質なテレワークを制度として導入・実施することで、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援する助成金です。令和6年4月1日から助成対象の拡充や助成率の見直しがありました。主な支給要件は次のとおりです。

### 【助成の対象となる取り組み】

- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- テレワーク用通信機器等※の導入・運用
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

※令和6年4月1日から仮想オフィスに係るサービス利用料、クラウドを用いたコミュニケーションツール・ペーパーレス化ツールの利用料が助成対象となります。

#### ① 機器等導入助成

- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。
- テレワークの実施促進について、企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
  - 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する
  - 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

機器等導入助成 支給額
支給対象経費の 30%→50%（4月より）

#### ② 目標達成助成

- 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること
- 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること

目標達成助成 支給額
支給対象経費の 15%〈25%〉
<small>※〈〉内は賃金要件を満たした場合に適用されます。</small>

※以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。「100万円」または「20万円×対象労働者数」

★詳しくはつちはし事務所、または厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html) をご参照ください。

### あとがき★つちはし事務所より

★今年、降ってわいたように始まった定額減税。原則すべての従業員の方が対象となりますし、1ヵ月では完了せず、何ヵ月にも渡って管理が必要、さらに給与明細にその金額を明示する義務がある、など給与担当者の頭を悩ます要素が山盛り。当事務所でも、給与計算をしている事業所様には扶養家族の確認をお願いするなど対応に追われています。「お金を配る定額給付の方がいいのに」という声もチラホラ聞こえてきます。そこで噂のチャットGPTに定額給付と定額減税、どちらの方が国民にメリットがあるかと聞いてみると「低所得者層への直接的な支援を重視するなら、定額給付が効果的です。管理コストが低く全体的な税負担の軽減と経済活動の活性化を目指すなら、定額減税が適しています。」とのご回答。う～む、岸田総理もチャットGPTに相談したのでしょうか？

★今年も5月末に送られてきた緑の大型封筒。労働保険の年度更新のお知らせです。年度更新とは昨年4月1日から今年3月31日までに確定した賃金を集計して、昨年度1年分の労災保険料と雇用保険料を計算し納付するための手続きです。今年の注意点はいくつかの業種で労災保険料率に変更になっていること。変更になった保険料率は印字されていますが、中には「メリット制」が適用されて保険料率に変更されている場合もあります。メリット制とは車の保険のように、労災事故が多いと保険料率が上がり、少なければ下がるという仕組み。職場の安全に気を配ることが経済的メリットにも直結しています。今月もご安全に！

